

加賀市立小中学校学習支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、教育現場においても、オンライン学習の導入やデジタル教材の利用拡大など教育環境が大きく変化しており、文部科学省が推奨する「個別最適な学び」・「協働的な学び」の実現と、学習指導要領に基づいた教育の実施が、現代社会における教育の質の向上にとって重要となっている。

加賀市では、一人ひとりに合う学びを届けるため、教師主導の画一的な一斉授業から脱却し、「子どもが主役」の授業へと市内全小中学校で学びの改革を進め、「そろえる」教育から「伸ばす」教育への転換を図っている。

これらのことから、子どもたちの教育環境の充実にむけたAIドリル・授業支援システムを一体的に導入するため、公募型プロポーザルによる本事業に最も適した事業者を選定する。

この要領は、標記事業の受託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

2. 事業名

加賀市立小中学校学習支援業務

3. 事業内容

別紙 「加賀市立小中学校学習支援業務仕様書」のとおり

4. 契約（履行）期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

また、本業務が効果的に履行された場合は、期間終了後4年間は予算の範囲内で契約更新を行うことを想定している。

5. 予算額事業規模の上限

10,838,000円（令和8年度分 消費税及び地方消費税の額を含む。）

※本プロポーザル方式については、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和8年4月1日に契約を行うこととなります。

なお、本業務における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本プロポーザル方式等に要したすべての費用について加賀市に請求することができず、本プロポーザル方式参加者の負担となりますので、ご注意下さい。

6. 参加資格

プロポーザル参加者は次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画書の提出期限において、加賀市の入札に係る指名停止措置、資格停止措置等を受けていないこと。
- (3) 加賀市の市税、料金及び国税について滞納がないこと。加賀市に納税義務を有しない者にあつては、本社又は主たる営業所が所得税又は法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 共同企業体（コンソーシアム等）を構成して実施することがないこと。ただし、他の事業者と連携して本事業処理に当たるとは可とする。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）のしくみが整備されていること。
- (7) 次の①～⑤までに掲げる者に該当しないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう）が暴力団員（加賀市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう）である者
 - ② 暴力団（加賀市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③ 自己又は自社の役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的でもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④ 自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

7. 参加方法

(1) 企画書等の提出

次の①～②の書類を紙媒体で郵送等にて提出し、併せて E-mail にて電子データでも提出すること。

- ① 企画提案参加申請書 1 部（様式 1）

② 企画書（下記（ア）～（エ）の一式を1部とする） 6部

（ア）企画提案書（任意様式）

本事業の実施についての方針、概要をまとめた「企画提案書」を作成すること。留意点は下記のとおりとする。

・事業の基本的な方向性(仕様書に記載)を踏まえ、本事業の目的の達成につながる提案とすること。

・企画提案書はA4サイズの任意様式(A3折りたたみ可)とし、30ページ以下の枚数とすること。なお、企画提案書は書面での提出なので、「映像」(プロトタイプ)の添付は認めない。

・次の事項を盛り込むこと。

A) 本事業実施にあたっての基本的な考え方、企画の特徴や導入効果。

B) 仕様書に記載されていない事項であっても、本事業の目的の達成に有益であると考えられる事項、提案者の経験上考慮しておくべき事項等は、積極的に提案すること。

（イ）経費内訳書(任意様式)

企画提案書に記載した経費についての内訳を記載する「経費内訳書」を作成すること。

内訳には、仕様書に記載した事業の必要な工程ごとに、単価、数量、金額、その他必要事項等を可能な限り詳細に記載すること。その上で本事業を請け負う見積り額を明示すること。

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者を問わず、経費見積書により算定した額に100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。(円未満切り捨て)

（ウ）会社概要・事業実績（任意様式）

会社概要は事業内容等が分かるパンフレット等の添付でそれに代えることができる。また、事業実績は、官公庁等における同種又は類似業務の実績で、令和元年以降のものとする。発注者、タイトル、目的、概要等をA4サイズで1～2枚に記載のこと。

（エ）情報セキュリティに関する社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）のしくみの内容がわかる資料（任意様式）

(2) 企画書作成にあたっての留意事項

① 提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。

② 体裁は下記のとおりとする。

(ア) 企画書は、原則としてA4縦長又は横長で、横書き両面印刷とすること。

(イ) ページ下部にページ番号を振り、必要に応じて目次を付けること。

(ウ)企画内容を評価しやすいよう、具体的に記述するとともに、難解な表現等は避け、図解等を活用した分かりやすい説明に努めること。専門用語等には、脚注により説明を付記すること。

(エ)文字サイズは、12ポイント以上とすること。

(オ)書体、写真及び挿絵等の使用は自由。

- ③ 「企画募集要領のとおり」といった表現に終始しないこと。このような企画書は減点の対象とする。本市の要求事項を実現するうえでの方法等の記載が漏れていた場合も、減点することがあるので注意すること。
- ④ 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

(3) 企画書等の提出

① 提出期限

令和8年2月17日(火)午後5時必着

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、提出期限を厳守のこと）

併せてE-mailにて電子データ（PDF）でも提出すること。

③ 提出先

加賀市 教育委員会事務局 教育庶務課

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

TEL：0761-72-7975 FAX：0761-73-4824

E-mail：gakukyou@city.kaga.lg.jp

④ 注意事項

(ア) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。

(イ) 提出された企画書等は、全て返却しない。

(ウ) 提出された企画書の内容は原則として公表しない。ただし、「加賀市情報公開条例」等に基づく請求などにより公開する場合がある。

8. 契約締結候補者の選定方法

加賀市教育委員会事務局教育庶務課が実施する選定会議により、最も優秀な企画を提案した者を選定する。

(1) 選定会の実施（プレゼンテーション）

企画提案者に対し、選定会（プレゼンテーション）を実施して入選者を決定する。選定会では、提出した企画提案書を基に作成したパワーポイント等を用い、プレゼンテーションを行うものとする。

選定は、選定会議で評定を行い、標準点以上で最も優秀な企画を提案した事業者を契約の相手方候補として選定し、別途随意契約を行う。

① 実施予定日

令和8年3月上旬 ※応募者へ別途通知

② 実施場所

石川県加賀市大聖寺南町ニ11-5 加賀市市民会館 ※応募者へ別途通知

③ 実施方法

企画書に基づき企画概要を説明する。詳細は応募者へ別途通知する。

④ 選定結果の通知

選定会に参加した全ての事業者に、文書等により通知する。
電話等による結果の内容等の問い合わせには応じない。

(2) 契約の相手方候補者の変更

最も優秀な企画を提案した事業者である契約の相手方候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の相手方候補者から除外し、選定会議で次点の評価であった事業者を契約の相手方候補者とする。

- ① 企画提案にあたって虚偽の記載や申告など、不正とみなされる行為を行ったとき。
- ② 契約の日までの間に、加賀市から入札に係る指名停止措置、資格停止措置を受けたとき。
- ③ 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期間内に契約を締結しないとき。
- ④ 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合において、その者から事情を徴収し、合理的な理由がないと認められるとき。
- ⑤ その他応募に際し、応募資格の要件に欠けていたとき。

9. 質問の受付及び回答

「6. 参加資格」に該当する者で、本募集に関して質問がある場合には、質問書(様式2)に質問事項等を明記し、令和8年2月10日(火)午後5時までに到達するように、電子メールで質問書を事務局あてに送信すること。回答は令和8年2月13日(金)午後5時までに、質問者等に電子メールで随時送信する。なお、簡単な質問等は、電話でも応答する。

10. スケジュール

日程	項目
令和8年2月2日(月)	公募開始日、質問受付開始
令和8年2月10日(火)	質問書提出期限
令和8年2月17日(火)	企画書提出期限
令和8年2月下旬	選定会実施案内(企画書提出があった者のみ)
令和8年3月上旬	選定会の開催及び結果の通知

11. 辞退

企画書提出後に、本プロポーザルを辞退する者は、辞退届(様式3)を速やかに提出すること。

12. その他

- (1) 企画書の作成、提出及びプレゼンテーションの参加等、本公募の参加に伴い必要となる費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 契約の際には、提案された企画内容を基に、具体的な委託内容について調整することがある。
- (3) 事業内容の詳細は、企画提案のあった内容に基づき、本市と契約の相手方となった事業者との協議により決定する。
- (4) 企画書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用することにより生ずる責任は、企画提案者が負う。
- (5) 採用された企画の使用権は加賀市に帰属する。
- (6) その他この要領に定めのない事項については、職員の指示によることとする。

13. 本件についての問い合わせ先

事務局 加賀市 教育委員会事務局 教育庶務課
〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地
TEL : 0761-72-7975 E-mail : gakukyou@city.kaga.lg.jp